

関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における
国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する
省令要旨

- 1 輸入郵便物に係る関税等の納付書の様式の変更に伴う所要の整備を行うこととする。(関税法施行規則別紙第二号書式備考及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第一号の四書式)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、平成21年10月11日から施行することとする。